

各指定通所介護事業所 管理者
様
各指定通所リハビリテーション事業所 管理者

岡山県子ども・福祉部福祉企画課指導監査室

令和6年度の報酬算定に係る事業所規模による区分の確認及び届出について

指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所の介護報酬算定に当たっては、前年度の1月当たりの平均利用延人員数による事業所規模の区分ごとに請求することとなっています。

各事業所においては、令和6年度の介護報酬算定に当たり、別紙「事業所規模に係る届出書（通所介護）（別紙3-1）」又は「事業所規模に係る届出書（通所リハビリテーション）（別紙3-2）」により、平均利用延人員数に基づく事業所規模の区分を確認してください。

また、確認後の取扱いは、次のとおりとします。

なお、指定通所リハビリテーションについては、令和6年6月算定分から事業所規模に係る報酬算定の取扱いが改定されますのでご承知おきください。

記

1 既に届出を行っている事業所規模の区分に変更がある場合

(1) 提出書類

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・「事業所規模に係る届出書（通所介護）（別紙3-1）」

又は

「事業所規模に係る届出書（通所リハビリテーション）（別紙3-2）」

※令和6年4月1日適用開始の報酬体制について、他の加算等にも変更がある場合は、当該加算等の関係書類と併せて提出してください。

(2) 提出期限

令和6年4月15日（月）

(3) 提出先

所轄県民局健康福祉課事業者(第一) 班

2 既に届出を行っている事業所規模の区分に変更がない場合

県への書類の提出等は必要ありません。

ただし、作成した「事業所規模に係る届出書（通所介護）（別紙3-1）」又は「事業所規模に係る届出書（通所リハビリテーション）（別紙3-2）」は、介護報酬算定の挙証資料として、各事業所において5年間保管してください。